

森と木の利活用促進支援事業費補助金交付要綱

令和8年5月14日付8産労農森第131号

(通則)

第1 森と木の利活用促進支援事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、森と木の利活用促進支援事業実施要領(令和8年5月14日付8産労農森第132号。以下「実施要領」という。)に基づき、多摩産材の利用拡大に向け、木育や木材利用の普及啓発に係る経費を補助することにより、森林循環の促進につなげることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要領第4に基づき知事が計画を承認した事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費(以下「補助対象経費」という。)であって、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)及びその法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費等)

第4 補助金の額は、1申請者当たり100万円を上限とし、補助対象経費の4分の3以内とする。また、補助金の対象となる経費は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 知事は、第5の規定による申請書を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、第2号様式にて申請者に通知する。

2 知事は前項の通知に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成す

るため、必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第7 第6により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又は付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8 知事は、この交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(交付決定内容の変更)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 事業費の30パーセントを超えて変更しようとするとき(ただし、30パーセントに相当する額が10万円以下であるときは10万円。)
- (3) 補助事業に要する経費の配分を、別表の経費区分欄に掲げる大項目相互間において30パーセントを超えて変更しようとするとき(ただし、30パーセントに相当する額が10万円以下であるときは10万円。)

- 2 知事は第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書(第4号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 前項の承認に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

(事業の中止)

第10 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業の中止の承認を通知する。

(事故報告等)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者にその処理について指示をする。

(遂行状況報告)

第12 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第13 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命じる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に、補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15 知事は、第14の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（第7号様式）をもって通知する。

(補助金の請求)

第16 補助事業者は、第15の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（第8号様式）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第17 知事は、第16に規定する補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18 知事は、第15による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には、第15の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第19 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第15の規定により、交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第20 知事は、第19の規定による取消しをした場合には、補助事業者には、補助事業者へ通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

2 第15の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第21 補助事業者は、第20第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じその未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第22 第21第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23 第21第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税額相当分の取扱い)

第24 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の確定について（第9号様式）により、知事に報告しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第25 知事は、補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、補助事業者に対し、同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第26 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿の整理、管理等)

第27 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第28 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

別表

補助対象経費区分		
大項目	小項目	備 考
人件費	① 技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃
	② 賃金	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む
	③ 謝金	外部講師等の謝金
事務費 ※1	④ 旅費	事業の指導監督に必要な経費
	⑤ 需用費	消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓代に限る）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
	⑥ 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料
	⑦ 委託料	資料作成、登記事務、測量等の委託料
	⑧ 使用料及賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	⑨ 備品購入費	事業の実施のために直接必要な備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く）

※1 ⑨の備品購入費について、補助事業者が自社調達（補助事業者が木材関連業者等の組織する団体である場合の、その構成員も含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を補助対象経費とする。

※2 消費税は、原則、補助対象外経費とする。